函館市監査公表第30号

函館市長から、平成27年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知(写)を地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年9月27日

函館市監査委員 山 田 潤 一 函館市監査委員 植 松 直 函館市監査委員 吉 田 崇 仁 函館市監査委員 阿 部 善 一

函 経 商 平成28年9月5日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹

平成27年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成28年3月30日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき,または当該監査の結果を参考として講じた措置について,地方自治法第252条の38第6項の規定により,別紙のとおり通知いたします。

平成27年度包括外部監査の結果に基づく措置 (特定の事件名 出資団体等に対する財務事務の執行及び管理の状況について)

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書ページ	措置の内容
経済 港湾空課 部 港海	函館空港ビルデング株式会社 空港の民営化に係わっては、函館空港に係わっては、函館空港に係わっては、函館空港を含む道内複数空港の一括民が、国館空港は地域の特性を活かし、が望されることがは地域の可能性やバンドリングが増かるにはどのの可能性やバンド空港はとのの可能性やが変になられるにはどののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「のでは、「		道内空港の民営化については、函館空港を含む国管理空港(新千歳、銀路)は、 2020年の民営化を目指してがり、また、市管理空港の旭川、帯はどのるとこのである。 理空港の地川、帯されているとこのである。 一括民営化の議論がされているとは、市の目でとないにが、4月に1回向でとないで、4月に1回向でとないがで、4月に1回向でとないがで、4月に1回向でとないでで、4月に1回向でとないででででででででででででででででででででででででででででででででででで
経済部商業振興課	函館サイロ(株) 設立当初に比べ官が果たす役割も変化していると思われる。 また、市の財政も厳しいことから、 出資の払い戻しまたは株式譲渡の検討が必要である。	103	函館サイロ(株)については、これまでも本市の経済と港湾の振興に寄与してから道産ともに、小麦輸入方法り、経営状況も近年より、経営状況も近年にわたり5年ごとの株主におり、10年を見せらり5年ごとの株主を出りの株主においる。このようななか、創業や設備投資を与えると過した機器の更きなが、利益を持続に大きして、一支が、10年を経営が、10年を経営が、10年を経営が、10年を経営が、10年であると表記であると考えている。